

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
がと日、
の翌日)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認

町の区域の新設等

保険薬剤師の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

鳥取県物産館管理要綱の廃止

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可(二件)

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集

◇ 地 労 委 告 示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

◇ 正 誤 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令中訂正

告 示

鳥取県告示第六百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、鳥取市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(昭和六十一年五月十九日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
鳥取市賀露町字中瀬ノ一七三二の一五から字中瀬ノ三八一〇の二までの地先	六八、二四二・〇九平方メートル
鳥取市浜坂字東浜一三九〇の三及び一三九〇の二六六の地先	二四、三九五・四〇平方メートル
鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二八四と一体をなす国有地の地先	一〇〇、三〇五・九七平方メートル

鳥取県告示第六百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、昭和六十一年八月一日からその効力を生ずる。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名	同上の区域（昭和六十一年五月十九日現在の地番による。）
港町	<p>賀露町字中瀬ノ二 七六八の三、七六八の四、七六九の二、七七一の一、七七一の二、七七一の四、八〇三の一内一、八〇四の二、八〇五の二、八〇五の四及び賀露町字中瀬ノ一 七三二の一五から中瀬ノ三 八一〇の二までの地先の公有水面埋立地</p> <p>浜坂字東浜一三九〇の三、一三九〇の四、一三九〇の一六、一三九〇の二二二、一三九〇の二六六、一三九〇の二七七、一三九〇の二八四、一三九〇の三三一、一三九〇の三三六及び一三九〇の二八四と一体をなす国有地</p> <p>浜坂字東浜一三九〇の三及び一三九〇の二六六の地先の公有水面埋立地並びに浜坂字東浜一三九〇の二八四と一体をなす国有地地先の公有水面埋立地</p>
区域を変更する町及び字の区域	同上の区域（昭和六十一年五月十九日現在の地番による。）
賀露町字中瀬ノ二	賀露町字中瀬ノ二のうち七六八の三、七六八の四、七六九の二、七七一の一、七七一の二、七七一の四、八〇三の一

浜坂字東浜	<p>内一、八〇四の二、八〇五の二及び八〇五の四以外の区域</p> <p>浜坂字東浜のうち一三九〇の三、一三九〇の四、一三九〇の一六、一三九〇の二二二、一三九〇の二六六、一三九〇の二七七、一三九〇の二八四、一三九〇の三三一、一三九〇の三三六及び一三九〇の二八四と一体をなす国有地以外の区域</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鳥取県告示第六百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
原 田 佳 子	鳥薬第六〇六号	昭和六十一年六月二十日

鳥取県告示第六百五十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ながせ歯科医院	境港市湊町一五〇	昭和六十一年六月二十一日

鳥取県告示第六百五十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
ながせ歯科医院	境港市湊町一五〇	全国	昭和六十一年六月二十一日

鳥取県告示第六百五十三号

鳥取県物産館管理要綱（昭和四十五年七月鳥取県告示第五百二十二号）は、昭和六十一年七月三十一日限り廃止する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大誠土地改良区の定款の変更を昭和六十一年七月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）久志谷地区農業用排水）を昭和六十一年七月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業八重地区区画整理）を昭和六十一年七月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十一年七月二十四日（木）午後三時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について
 - 2 その他

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十二日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閱 歴	委 嘱 年 月 日
下 田 三子夫	明四・四・五	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	自宅 〇(五)三二一六 〇(五)三二〇七	広島地方裁判所三次支部検事	昭三・二・七
芳 村 尚 之	大八・〇・三	鳥取市浜坂字高熊二一三四	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇(五)三二〇七	鳥取県地方労働委員会事務局長	昭五・三・七
田 中 蓬 篤	大二・一・七	鳥取市葛浦四五五	鳥取大学教育学部教授	大学 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三		昭四・四・三
福 士 俊 一	大三・二・〇	鳥取市浜坂字高熊一八四五	鳥取大学農学部教授 鳥取県地方労働委員会委員	大学 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三		昭五・三・七
岩 井 登 志 雄	大三・一・三	鳥取市岩倉四六一	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 〇(五)三二〇七	鳥取県企業局次長 鳥取県中小企業団体中央会専務理事	昭五・三・七
高 橋 務	大四・三・二	米子市道笑町二丁目二四二	公認会計士 税理士 不動産鑑定士	自宅 〇(五)三二〇七		昭五・三・〇
勝 部 可 盛	昭八・二・四	米子市上福原一四五九 一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長 代理)	事務所 〇(五)三二〇六 〇(五)三二〇六 〇(五)三二〇六		昭四・四・三
直 野 喜 光	昭九・一・三	米子市加茂町一丁目二二	弁護士	自宅 〇(五)三二〇三		昭四・四・七
中 森 義 人	大五・八・二	米子市浦津二五三	鳥取県労働組合総評議会西部地区 評議会議長	地評 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三	国鉄労働組合米子地方本部執行委員 鳥取県労働組合総評議会副議長	昭四・〇・三
神 波 尚 典	昭三・三・六	東伯郡東郷町大字長和田五九八一三	鳥取県労働組合総評議会中部地区 評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	地評 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員 鳥取県労働組合総評議会事務局長	昭四・三・六
箕 浦 正	昭六・一・〇	倉吉市八幡町三三一 一六	鳥取県現業職員労働組合執行委員 長	組合(鳥取県中部支部) 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三 〇(五)三二〇三	鳥取県現業職員労働組合特別執行委員	昭五・三・七

川勝敏和	尾上賢二	山田篤	石井信義	桜田憲昭	田中通雄	松田千歳	由谷武之	鈴木実	油木桓志	田中和夫
昭二・八・七	昭三・九・三	昭四・一・六	昭四・六・三	昭五・四・六	昭九・一・三	大六・五・七	大六・七・三	大九・八・二	大二・一・五	大二・九・〇
鳥取市栗谷町一三一	倉吉市大正町二丁目九	鳥取市浜坂一六九七	鳥取市大覚寺七七―四	鳥取市津ノ井二八四―八	米子市榎原一四三七	米子市榎原八四七	倉吉市余戸谷町二九九一―一	鳥取市玄好町一〇四	米子市東町一三	八頭郡用瀬町大字安蔵三三三
鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行執 鳥取県地方労働委員会委員	全日本労働総同盟鳥取地方同盟会 長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長	鳥取県高等学校教職員組合執行委 員長 鳥取県地方労働委員会委員	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書 記長 ゼンセン同盟鳥取エフワン労働組 合組合長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会東部地区 評議会副議長 総評全国金属労働組合山陰地方本 部日本フェライト支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	全水道山陰地区本部米子支部執行 委員長	米子商工会議所専務理事	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	米子信用金庫専務理事	鳥取信用金庫理事長 鳥取県経営者協会会長 鳥取県地方労働委員会委員
組合(三洋) 〇(八五)三二三四〇 自宅 〇(五七)三一九三四	組合(興和紡) 〇(五〇)三二二二〇 自宅 〇(五〇)三二二四二	組合 〇(五七)三二四八一 自宅 〇(五七)三二四八一	地方同盟 〇(八五)三二四八六 自宅 〇(八五)三二四九六	組合(フェライト) 〇(五七)三二七〇〇 自宅 〇(五七)三二七〇〇	市水道局 〇(五七)三二六二二 自宅 〇(八五)三二六〇四	会議所 〇(八五)三二五三三 自宅 〇(五九)三二六七〇	会社 〇(五〇)三二五〇八 自宅 〇(五〇)三二五三一	協会 〇(八五)三二四三四 自宅 〇(五七)三二四〇三	金庫 〇(八五)三二三四一 自宅 〇(八五)三二四四五	金庫 〇(八五)三二四二一 自宅 〇(八五)三二四二五
	全日本労働総同盟鳥取地方同盟副 会長 興和紡績労働組合倉吉支部書記長	鳥取県高等学校教職員組合執行委 員	全日本労働総同盟鳥取地方同盟執 行委員	総評全国金属労働組合山陰地方本 部日本フェライト支部副執行委員 長	全水道山陰地区本部米子支部書記 長	鳥取県立米子東高等学校校長	ヒシクラ醤油株式会社取締役	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	米子信用金庫常務理事	鳥取信用金庫常務理事
昭五・三・八	昭五・四・六	昭五・三・七	昭五・四・六	昭五・三・七	昭五・三・七	昭五・三・〇	昭五・三・六	昭五・三・六	昭五・三・〇	昭五・四・六

藤井敏郎	大正・一〇・六	米子市皆生二〇九三	株式会社山陰放送代表取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 自宅 〇五九三三二〇五三	株式会社山陰放送代表取締役専務	昭六・三・六
小林繁	大正・七・四	米子市皆生一六六一 五四	米子機工株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会西部支部副支部長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 自宅 〇八五九元一〇三三 〇五九三三三四五	株式会社米子鉄工所取締役	昭四・一・四
山住省二	昭二・一・三〇	八頭郡用瀬町大字用瀬 四八八	鳥取商工会議所専務理事	会議所 自宅 〇七六六二一六六六 〇五〇台一二九七	鳥取県国民体育大会事務局長	昭六・四・〇
藤田忠義	昭二・三・二六	倉吉市福庭五四四一	神鋼機器工業株式会社取締役総務 部長	会社 自宅 〇五〇三六一一三二 〇五〇三六一〇六一	神鋼機器工業株式会社総務部長	昭六・六・七
児嶋祥悟	昭六・四・九	鳥取市美萩野一丁目一 三八	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	会社 自宅 〇五七三三一一三三 〇八五九一〇二六〇	鳥取瓦斯株式会社取締役	昭六・四・四
安田秀穂	昭四・四・八	鳥取市東町三丁目二六 四	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 自宅 〇八五七三二一七五七 〇五七三三一九〇一	鳥取県民生部厚生援護課長	昭六・四・二
田中淳一	昭六・六・三	鳥取市田園町四丁目二 六六	鳥取県地方労働委員会事務局次長	事務局 自宅 〇八五七三二一七五八 〇五七三三二八六六	鳥取県地方労働委員会事務局次長 兼調整課長	昭五・四・四
荻原隆通	昭五・六・三	八頭郡河原町大字袋河 原四三七一二	鳥取県地方労働委員会事務局審査 課長	事務局 自宅 〇八五七三二一七五九 〇五〇八五〇一〇六四	鳥取県企画部統計課企画調整係長	昭五・四・三
太田垣 愿	昭六・九・二四	鳥取市本町五丁目一 四	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課長	事務局 自宅 〇八五七三二一七六〇 〇八五七三二一七六四	鳥取県衛生環境部健康対策課課長 補佐	昭六・六・九

正 誤

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（昭和六十一年七月鳥取県訓令第五号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	誤	正
一	下	西部県税事務所	西部県税事務所
〃	〃	東部県税事務所 西部県税事務所	東部県税事務所 西部県税事務所
〃	〃	日野地方農林振興局	日野地方農林振興局
〃	〃	日野地方農林振興局 農業試験場 畜産試験場	日野地方農林振興局 農業試験場 畜産試験場
		1	1
		1 1	1 1
		1	1

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】